

生活のきまり

秩父市立秩父第二中学校

1 登下校

- (1) 通学は、交通規則を守る。
- (2) 登校は、制服を着用する。
ただし、部活動の朝練習（7時30分～8時）に参加する場合は、ジャージ・体育着登校でもよい。
また、練習着を見えないように着用して登校してもよい（7時15分前には登校しない）。
- (3) 欠席・遅刻・早退の時は、保護者より生徒手帳の諸届・許可欄に記入して連絡するか、電話で連絡する。
- (4) 通学は徒歩を原則とする。
ただし、学校の許可を受けた生徒（別所地区及び上野町・熊木町・中村町の一部地区、または特別の事情がある場合）のみ、自転車通学ができる。
- (5) 下校時刻
○4月～新人戦：17：30
○新人戦～3月：17：00
○半日授業日・5時間授業日：16：30
※県大会出場部延長可（30分間）

2 学校生活

- (1) 登校時刻は、8時25分とする。
余裕を持って、少なくとも5分前には登校する。
- (2) 朝の学活は、必ず制服で臨む。
- (3) 朝会、授業中も特別な場合を除き制服とする。
- (4) 授業は始業のチャイムで始まりのあいさつをし、意欲的な態度で臨む。
- (5) 登校後は、原則として放課となるまで校外へは出ない。
- (6) 清掃は、互いに協力して行う。
終了後は担当場所を点検し、担当の先生に報告する。
清掃時の服装は、上下体育着かジャージとする。
- (7) 帰りの会は制服で臨む。（部活動に参加する場合は体操着・ジャージでもよい）
- (8) 公共物を大切に扱う。
破損した時は、担任の先生・担当の先生・教頭先生のいずれかに報告し、その指示に従い所定の手続きをとる。
- (9) 学校の用具は、担当の先生の許可を得て使用し、使用後は所定の場所に返し、その旨を担当の先生に報告する。
- (10) 正しい言葉遣いを心がけ、来校者・先生方・友人等に会ったら挨拶をする。
- (11) 校長室、職員室などに入る時は、ノック・挨拶をしクラス、名前を名のり、用件を伝える。

3 所持品

- (1) 通学カバンは、男女とも規定の肩掛けカバンとし、荷物が多くて入りきらない時は、規定の補助バッグを使用する。
- (2) 学校生活に必要な金品及び食物、携帯電話等は持ってこない。
- (3) 自分の持ち物には、必ず記名する。